

改訂版

青森県立高校のコミュニティ・スクール 導入に向けた手引き



令和7年7月1日

青森県教育委員会

目次

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | はじめに..... | 1 |
| 2 | 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）とは..... | 2 |
| 3 | 学校運営協議会制度と学校評議員制度との違い..... | 3 |
| | （1）学校運営協議会制度と学校評議員制度の目的..... | 3 |
| | （2）学校評議員制度の発展的解消..... | 3 |
| 4 | コミュニティ・スクール導入から運営までの主な流れ..... | 4 |
| | （1）前年度までに取り組むこと..... | 4 |
| | （2）新年度に取り組むこと..... | 5 |
| | 附属資料..... | 7 |
| 1 | 青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則..... | 8 |
| 2 | 青森県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱..... | 12 |

1 はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。現在の学校においては、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の推進が求められています。

また、不登校やいじめ、児童虐待への対応など、学校経営の困難さは年々増えています。このような状況の中で、これまで以上に学校と家庭、地域とが連携していくことが重要となっています。

このため、国では、平成29年3月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務としています。学校運営協議会は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、育てたいこども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みです。学校運営協議会は、

生徒にとって、自己肯定感の高まり、社会の担い手としての自覚の高まり

学校にとって、校長の経営方針へのバックアップ、教職員の地域理解の高まり
保護者にとって、学校や地域への理解の高まり

地域にとって、学校が困っていることへの理解、学校行事等への円滑な参画など様々なメリットが期待されており、コミュニティ・スクールを導入している全国の公立高等学校数は年々増加しています。

県教育委員会では、平成30年度に青森県立森田養護学校において初めてコミュニティ・スクールを導入し、以降、令和5年度までに全ての特別支援学校に導入して、地域と一体となった取組を進めております。また、県立高等学校については、令和3年度に初めて黒石高等学校にコミュニティ・スクールを導入し、徐々にその導入校を増やししながら、学校と地域の連携・協働体制の構築を目指しております。

今後、コミュニティ・スクールの取組をさらに進め、学校・家庭・地域が一体となって学校運営が行うことができるよう本手引きを改訂しました。本手引きには、学校運営協議会の役割やコミュニティ・スクール導入に向けた手続などを掲載しましたので、各学校での取組に御活用ください。

2 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）とは

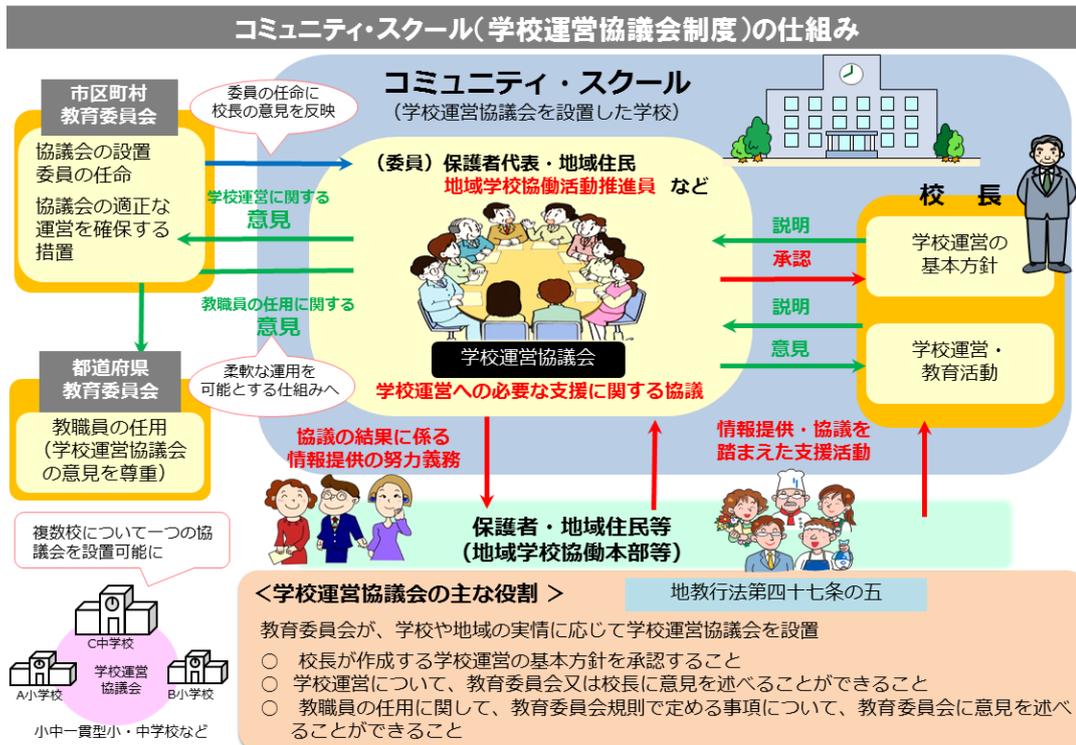
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）に基づき、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

令和3年度に導入した黒石高等学校では、地元の教育委員会教育長や保護者、大学関係者、地域づくりに携わっている方々などを委員として熟議が進められています。

学校運営協議会の主な役割として、

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営に関する事項について教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、学校運営の基本的な方針の実現に資する事項について、教育委員会に意見を述べるができる

の3つがあります。



《出典：文部科学省ホームページ》

学校運営協議会には、「学校運営」に関する協議のみならず「学校運営への必要な支援」に関する協議を行う役割が追加されています。

3 学校運営協議会制度と学校評議員制度との違い

(1) 学校運営協議会制度と学校評議員制度の目的

学校評議員制度は、開かれた学校づくりを推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすことが目的です。

一方で、学校運営協議会は、前ページで示した目的に加え、

継続性：協議体の設置（校長の異動に左右されない）

組織的活動：協議体による組織的な活動の広がり

役割の明確化：法令等により役割（権限）が明確化（校長中心の運用ではない）

連携・協働性：主体的な参画による連携・協働性が向上（第三者的関わりではない）

など、保護者や地域住民が一定の権限と責任を有して学校運営に参画することになります。

学校の取組に「OK」と承認する関係（学校評議員）から、
学校の取組にみんなで参画する「Let's!」の関係（学校運営協議会）へ

(2) 学校評議員制度の発展的解消

令和3年度、黒石高等学校の学校運営協議会の課題や効果を検証した学校運営協議会体制整備検討委員会の報告では、以下のような指摘がありました。

- 現在、学校評議員制度は、全ての県立高等学校に導入されており、保護者や地域住民等である学校評議員の意見が各校の学校運営に反映されている。
- 一方で、実際、黒石高等学校では今年度学校運営協議会に加え、学校評議員会を実施したところであるが、それぞれの設置趣旨を踏まえ同時進行することは学校現場としても困難であり、学校評議員制度の機能は合議制による学校運営協議会を導入することにより補完されるものと考えられる。
- そのため、学校運営協議会を導入した県立学校については、各学校の状況に応じて、既存の学校評議員制度を発展的に解消することも視野に入れる必要がある。

この報告を踏まえ、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入した学校は、学校評議員制度を発展的に解消し、学校運営協議会において「学校評価」の役割も担うこととしました。

4 コミュニティ・スクール導入から運営までの主な流れ

(1) 前年度までに取り組むこと

① 学校運営協議会設置に関する意見の確認

- ・ 県教育委員会が学校運営協議会を新たに置こうとする時は、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒の保護者及び対象学校の校長の意見を聴きます。（青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項、青森県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱（以下「要綱」という。）第2の2）
- ・ 校長は、地域の住民や保護者に設置に向けた趣旨等を説明し同意を得た上で、「学校運営協議会設置同意書」（要綱第1号様式）を県教育委員会へ提出します。その内容を確認の上、県教育委員会では、「設置通知書」（要綱第2号様式）を送付します。

現在、取り組んでいる学校では、学校運営協議会委員候補となるPTAの代表や地域の方々、市町村教育委員会関係者等へ趣旨を説明し同意を得ています。

② 学校運営協議会委員の決定、報告

- ・ 県教育委員会が、委員を任命しようとする時は、対象学校の校長から意見を聴きます。（規則第8条第2項）
- ・ 校長は、自校の実態を十分に踏まえた上で、自校の教育活動に資する人材（地域の住民など）10人以内で委員の候補者を決めます。その後、その方々の承諾を得た（要綱第3号様式）上で、「学校運営協議会委員報告書」（要綱第4号様式）を県教育委員会宛て送付します。
- ・ 県教育委員会は、その報告書を下に、辞令（要綱第5号様式）を作成し、対象学校へ送付します。（任期は1年以内）

【参考】弘前高等学校学校運営協議会委員（令和7年度）

| | 役職等 |
|---|--------------------------------|
| ① | 弘前市立郷土文学館企画研究専門員 |
| ② | 弘前観光コンベンション協会副会長 |
| ③ | 弘前大学教育学部附属中学校前校長 |
| ④ | 弘前大学大学院教育学研究科助教 |
| ⑤ | 陸奥新報社取締役編集局長 |
| ⑥ | 弘前高等学校前PTA会長 |
| ⑦ | 市民による国際協力実行委員会委員長 (元国際連合職員) |
| ⑧ | 弘前高等学校 校長 |

学校運営協議会体制整備検討委員会や既導入校からは、「委員の選任」が肝心だと報告されています。学校評議員であった方を学校運営協議会委員として御協力いただくことも考えられます。年齢や性別等のバランスに配慮し、多様な方々を委員へお選びいただくようお願いします。

(2) 新年度に取り組むこと

① 学校運営協議会の運営

- ・ 効果的な「熟議」が展開できるよう、年4回程度、学校運営協議会を開催します。
- ・ 初回の会議は校長が招集し、辞令を手交するとともに会長及び副会長を互選により決定します。2回目以降の会議は、会長が招集します。
- ・ 校長は学校運営の基本方針を作成し承認を得ます。既に設置している学校は前年度のうちに承認を得ることで、年度初めから継続的な学校運営等が可能となります。

基本方針とは以下の3つです。

- ① 学校経営計画に関すること
- ② 教育課程の編成に関すること
- ③ 組織編制に関すること

これらを通じて、育みたい地域の担い手の姿や目指す学校の姿等に関する学校運営のビジョンを共有します。



- ・ 熟議テーマを設定して「学校運営への支援」や「地域が抱える課題」などについて協議し、保護者や地域住民等へ情報提供します。
- ・ 保護者や地域住民等が協議を踏まえた活動を行います。
- ・ 委員には必要に応じて学校行事等の見学を依頼します。
- ・ 年度末の会議では、対象学校の運営状況について評価を行います。

弘前南高校では、熟議テーマを「今後の弘前南高校を考える～地域人財を活用した取り組み～」として、学校運営協議会を実施しました。第2回の協議会では、前年度の熟議をとおして委員から提案された「大学との連携強化」について、より具体化をして熟議を行いました。その結果、3つの大学の教員による「南陵教養講座」を実施することとなりました。

② 学校運営協議会活動状況報告書の作成

- ・ 校長は、毎年度末に、学校運営協議会の取組内容や成果・課題をまとめた「学校運営協議会活動状況報告書」（要綱第8号様式）を作成し、県教育委員会に提出します。（各回終了毎の報告は不要です。）

③ 次年度の学校運営協議会委員の決定、報告

- ・ 校長は、次年度の学校運営協議会委員を構想し、その方々の承諾を得た（要綱第3号様式）上で、「学校運営協議会委員報告書」（要綱第4号様式）を県教育委員会に提出します。

（参考）学校運営協議会の開催例

| | |
|-----|--|
| 3月 | ○次年度の学校運営に関する基本方針の承認 ○次年度の「学校運営協議会委員報告書」の提出（県教委へ） |
| 4月 | 《第1回学校運営協議会の開催》 ・委員辞令の交付 ・会長、副会長の互選 ・熟議テーマの設定 など |
| 5月 | |
| 6月 | |
| 7月 | ◇熟議テーマを踏まえた活動の実施 |
| 8月 | |
| 9月 | 《第2、3回学校運営協議会の開催》 ・熟議テーマに基づく活動の実施状況や学校運営への支援等についての協議 など |
| 10月 | |
| 11月 | |
| 12月 | |
| 1月 | 《第4回学校運営協議会の開催》 ・次年度の学校運営に関する基本方針の承認 ・学校評価の実施 ・今年度の活動の振り返り 等 |
| 2月 | |
| 3月 | ○今年度の「学校運営協議会活動状況報告書」の提出（県教委へ） ○次年度の「学校運営協議会委員報告書」の提出（県教委へ） |

文部科学省からは、「各部会をおき、実効性のある運営」を行うことも勧められております。本県では、名久井農業高校が分科会方式の開催をし、各分科会でより専門性のある協議を行うといった運営の工夫がされております。

附属資料



1 青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成三十年三月五日
青森県教育委員会規則第二号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、青森県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民等（地域住民、保護者及び学校運営に資する活動を行う者をいう。以下この条において同じ。）の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(設置)

第三条 教育委員会は、協議会の設置が適当と認める学校（以下「対象学校」という。）に協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）及び対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第四条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 学校経営計画に関すること。
- 二 教育課程の編成に関すること。
- 三 組織編制に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申し出)

第五条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営の基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する評価)

第六条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第七条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民、保護者及び対象学校の運営に資する活動を行う者の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果について、前項に掲げる者に積極的に情報を提供するよう努めるものとする。

(委員の任命)

第八条 協議会の委員は、十人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 地域住民
- 二 保護者
- 三 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 対象学校の校長
- 五 その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

(守秘義務等)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他、協議会及び対象学校の運営を妨げる言動を行うこと。

(任期)

第十条 委員の任期は、一年以内とし、再任を妨げない。

(会長等)

第十一条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第十二条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、対象学校の校長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第十三条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が認めるときは、公開しないことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十四条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任す

ることができる。

- 一 本人から辞任の申出があった場合
- 二 第九条に違反した場合
- 三 その他解任が相当であると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第十六条 この規則で定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第三号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 青森県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年3月5日青森県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定める学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 規則第3条第2項の規定に基づく協議会の設置が適当と認める学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）からの意見聴取は、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 対象学校の校長は、地域住民及び保護者の意見を取りまとめ、学校運営協議会設置同意書（第1号様式）を作成し、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置したときは、設置通知書（第2号様式）により学校に通知する。

(委員の任命)

第3 規則第8条の規定に基づき協議会の委員を任命するときは、対象学校の校長は、承諾書（第3号様式）をもとに、学校運営協議会委員報告書（第4号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。承諾書（第3号様式）は、各校で保管するものとする。

2 委員の任命は、辞令（第5号様式）を交付して行う。

(報酬及び費用弁償)

第4 委員の報酬は、年額6,000円とする。

2 委員の報酬の計算期間は、4月1日から翌年3月末日までとし、年度の中途において任命又は解任した者についての報酬額は、その年度の現月数により月割計算によるものとする。

3 委員の費用弁償は、特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第43号）第4条の規定による。この場合の費用弁償の額は、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、旅費条例第25条の規定は適用しないものとする。

(研修)

第5 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(会長及び副会長)

第6 対象学校の校長及び教職員は、協議会の会長及び副会長となることができない。

(災害補償)

第7 委員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月青森県条例第39号）に定めるところによる。

(解任)

第8 規則第15条第1項第1号の規定に基づき委員の辞任願（第6号様式）により解任するときは、対象学校の校長は、解任届（第7号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

2 規則第15条第1項第2号及び第3号の規定に基づき委員を解任するときは、対象学校の校長は解任届（第7号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 委員の解任は、辞令（第5号様式）を交付して行う。

(報告)

第9 校長は、毎年度、学校運営協議会活動状況報告書（第8号様式）を作成し、当該年度の3月末日までに、教育委員会に提出するものとする。

(庶務)

第10 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任事項)

第11 校長は、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

第1号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

青森県教育委員会 殿

青森県立 学校
校長

学校運営協議会設置同意書

青森県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱第2の2の規定により、本校への学校運営協議会の設置に同意しますので、下記のとおり報告します。

記

- 1 設置に向けた状況（地域住民、保護者及び校長の意向等）

- 2 取り組もうとする内容

第2号様式（第2関係）

設置通知書

青森県立 学校

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項及び青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定により、貴校に学校運営協議会を設置する。

年 月 日

青森県教育委員会

第3号様式（第3関係）

年 月 日

青森県教育委員会 殿

氏 名

承諾書

私は、青森県立 学校の学校運営協議会委員の推薦について、承諾します。

第4号様式（第3関係）

第 号
年 月 日

青森県教育委員会 殿

青森県立 学校
校長

（公印省略）

学校運営協議会委員報告書

青森県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱第3第1項の規定により、本校の学校運営協議会委員について、下記のとおり報告します。

記

| | 氏名 <small>（ふりがな）</small> | 勤務先・職名等 | 発令年月日 | 性別 | 年齢 | 備考 |
|----|-----------------------------|---------|-------|----|----|----|
| 1 | | | 年 月 日 | | | |
| 2 | | | 年 月 日 | | | |
| 3 | | | 年 月 日 | | | |
| 4 | | | 年 月 日 | | | |
| 5 | | | 年 月 日 | | | |
| 6 | | | 年 月 日 | | | |
| 7 | | | 年 月 日 | | | |
| 8 | | | 年 月 日 | | | |
| 9 | | | 年 月 日 | | | |
| 10 | | | 年 月 日 | | | |

注1 勤務先・職名等が複数ある場合は、主となるものを一つだけ記入する。

注2 年齢は、推薦書提出月の1日現在の「満年齢」を記入する。

注3 備考には、青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条第1項に定める以下①～⑤の区分を記入する。

①地域住民、②保護者、③学校の運営に資する活動を行う者、④校長、⑤その他

注4 年度途中に委員を追加する場合は、備考欄に「①追」などと記入する。

第5号様式（第3、第8関係）

辞令

(氏名)

年 月 日

青森県教育委員会

第6号様式（第8関係）

年 月 日

青森県教育委員会 殿

氏 名

辞任願

私は、青森県立 学校の学校運営協議会委員を 年 月 日限りで辞任したいので、承認くださるようお願いします。

第7号様式（第8関係）

第 号
年 月 日

青森県教育委員会 殿

青森県立 学校
校長
(公印省略)

解任届

下記の者について、青森県立 学校の学校運営協議会委員を 年
月 日付けで解任したので、報告します。

記

1 委員名

2 解任理由

第8号様式（第9関係）

第 号
年 月 日

青森県教育委員会 殿

青森県立 学校
校長
(公印省略)

学校運営協議会活動状況報告書

青森県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱第9の規定により、
年度の活動状況を下記のとおり報告します。

記

1 年度の活動状況

(1) 協議会の開催

| 回 | 日時 | 人数 | 主な議事、活動 |
|---|----|----|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(2) 協議会から出された主な意見

2 学校の取組

3 その他

※各回の会議録及び会議資料を併せて提出すること。

